



茨城県報

第 1 4 3 4 号

平成15年 1 月23日

木 曜 日

目 次

告 示	ページ
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	1
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (商業流通課)	3
定款変更の認可 (4件) (農村計画課)	4
土地改良区の解散の認可 (農村計画課)	5
換地計画の決定 (農地整備課)	5
道路の区域の変更 (8件) (道路維持課)	5
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	9
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定取消し (出納第一課)	9
土地改良事業計画の変更の適当決定 (土地改良事務所)	9
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	10
土地改良区役員の住所の変更 (土地改良事務所)	10
土地改良区役員の就任 (土地改良事務所)	10
土地改良区役員の退任 (2件) (土地改良事務所)	12
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	13
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	13
都市計画の図書の縦覧 (6件) (都市計画課)	14
道路の位置の指定 (2件) (建築指導課)	15
正 誤	
平成14年12月12日付け茨城県報第1424号中.....	16

告 示

茨城県告示第101号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第46条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 和香紗	居宅介護支援事業所 わかさ	龍ヶ崎市4353 - 1 グループホーム美里内	居宅介護支援	平成15年 1月10日

茨城県告示第102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社しまむら

代表取締役 藤 原 秀次郎

(2) 住所

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら阿見店

稲敷郡阿見町岡崎区画整理地25街区9 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号	藤 原 秀次郎

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 8月28日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,313m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 56台

イ 駐輪場の収容台数 46台

ウ 荷さばき施設の面積 77m²エ 廃棄物等の保管施設の容量 54m³

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 8 時15分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成14年12月27日

茨城県告示第103号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

土浦駅ビル ウイング

土浦市有明町 1 番30号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成14年11月28日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

ウ 届出年月日

平成14年10月18日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
土浦市	特になし	

茨城県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ水海道店

水海道市宝町宝洞宿3372番地の 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成14年 9 月19日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成14年 8 月30日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水海道市	特になし	

茨城県告示第105号

平成14年 9 月 6 日付けで、大野東部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 1 月14日認可した。

平成15年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第106号

平成14年 9 月 6 日付けで、武井志崎土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 1 月14日認可した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第107号

平成14年 9月 6日付けで、大野台地土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 1月14日認可した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第108号

平成14年 9月 6日付けで、大野土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成15年 1月14日認可した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第109号

北茨城市大津町北町625番地に事務所を置く里根川土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により平成15年 1月15日付けで解散の認可をしたので、同法第67条第 3 項の規定により公告する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業大里地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月24日から

平成15年 2月21日まで

3 縦覧の場所

金砂郷町役場

茨城県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字鯉淵字三ノ割 2973番2地先から 東茨城郡内原町大字鯉淵字三ノ割 2978番3地先まで	旧	メートル	メートル	150
		最大 10.0		
	新	最大 13.0	150	現道拡幅
		最小 10.0		

茨城県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字手越字清水349番1地先から 笠間市大字寺崎字神田2番6地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	4,789
		最大 27.9		
	新 (A)	最大 27.9	4,789	バイパス新設
		最小 7.5		
笠間市大字手越字清水349番1地先から 笠間市大字寺崎字神田2番6地先まで 笠間市大字手越字清水349番1地先から 笠間市大字石井字石崎1841番1地先まで	新 (B)	最大 47.7	5,017	
		最小 18.4		

茨城県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 349号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市金町 1 丁目665番 1 地先から 水戸市梅香 2 丁目910番 8 地先まで	旧	メートル 最大 43.0	メートル 721	
		最小 9.5		
水戸市金町 1 丁目665番 1 地先から 水戸市梅香 2 丁目747番33地先まで	新	最大 55.0	701	管理覚書締結
		最小 11.0		

茨城県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成15年 1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字石井字精進場989番 5 地先から 笠間市大字笠間字荒町1302番 1 地先まで	旧	メートル 最大 30.0	メートル 339	
		最小 8.2		
	新	最大 42.2	339	現道拡幅
		最小 14.4		

茨城県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成15年 1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
友部町大字橋爪字若宮619番 1 地先から 友部町大字橋爪字本町576番 1 地先まで	旧	メートル 最大 6.0	メートル 200	
		最小 4.0		
友部町大字橋爪字若宮619番 1 地先から 友部町大字平町字壱町田505番 1 地先まで	新	最大 68.0	1,760	区間の延伸
		最小 4.0		

茨城県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸勝田那珂湊線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市中河内町字前田2627番1地先から 水戸市青柳町字鍛冶屋264番1地先まで	旧	メートル 最大 29.0 最小 9.0	メートル 1,970	
	新	最大 52.0 最小 9.0	1,970	現道拡幅

茨城県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大曾根線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市玉取字四ツ塚2347番地先から つくば市玉取字四ツ塚2347番地先まで	旧	メートル 最大 6.4 最小 5.7	メートル 26	
	新	最大 8.1 最小 8.0	26	現道拡幅

茨城県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沼田下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市洞下字庚窪366番 1 地先から つくば市洞下字鎌田谷向85番 1 地先まで	旧	メートル 最大 29.0 最小 7.0	メートル 558	
	新	最大 29.0 最小 9.0	558	現道拡幅

茨城県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成15年 1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字西金541番 1 地先から
久慈郡大子町大字西金492番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 1月23日

茨城県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成15年 1月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 江戸崎阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字西江戸崎甲4825番地先から
稲敷郡江戸崎町大字犬塚字於山下1755番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 1月23日

茨城県告示第121号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成15年 1月 8 日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
水戸市元吉田2623番地の 3
新和銃砲火薬店 代表 柴久喜 徳 次

茨城県告示第122号

土浦市長助川弘之から平成14年11月 5 日付けで協議申請のあった田村地区土地改良事業計画の変更については、土

地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成14年12月10日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

1 縦覧に供する書類

田村地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年 1月24日から

平成15年 2月21日まで

3 縦覧の場所

土浦市役所

茨城県告示第123号

平成14年 7月30日付けで土浦市外十五ヶ町村土地改良区から認可申請のあった下横場地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成14年12月4日認可した。

平成15年 1月23日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

茨城県告示第124号

猿島郡境町大字大歩85番地に事務所を置く境東部土地改良区から次のとおり役員の住所に変更があった旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 1月23日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

役員の新住所

	氏 名	住 所
変 更 前	佐怒賀 清 志	猿島郡境町大字伏木1023番地
変 更 後	佐怒賀 清 志	猿島郡境町大字伏木1026番地の 1

茨城県告示第125号

潮来市延方4187番地に事務所を置く潮来市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 1月23日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	堀 江 喜 好	潮来市潮来224番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	磯 山 東	潮来市潮来614番地
"	橋 本 賢 司	" " 747番地
"	植 田 光 雄	" " 776番地 6
"	大 塚 恒 夫	" " 871番地
"	穴 倉 榮 一	" " 3823番地
"	兼 原 昭 一	" " 3903番地 1
"	久 保 幸 男	" " 3911番地 1
"	金 塚 清 一	" " 6756番地 2
"	穴 倉 実	" " 3909番地
"	關 口 源 次	" " 3925番地38
"	前 山 隆 嗣	" 大洲599番地
"	荒 原 一 男	" " 509番地 6
"	大 川 静	" 辻571番地
"	小 倉 正 司	" 延方甲331番地
"	高 田 秀 男	" " 471番地
"	吉 川 保 夫	" 延方乙2138番地
"	石 井 忠 作	" " 1995番地
"	松 崎 清	" 延方甲1658番地
"	志 村 太之助	" " 1849番地
"	方波見 文 徳	" 延方乙288番地
"	平 塚 義 衛	" 延方丙1385番地 1
"	鬼 澤 國 一	" " 3205番地 1
"	柏 崎 富士雄	" " 1870番地
"	橋 本 義 衛	" 日の出 3 丁目 5 番地 8
"	山 田 幸 平	" あやめ二丁目35番地13
"	柴 村 一 雄	" 大洲580番地 1
"	高 橋 治	" 辻247番地 1
"	大 川 浩 衛	" 延方甲 368番地 1
"	石 田 和 也	" " 612番地
"	大久保 惣 治	" " 1427番地
"	根 本 昌 之	" 延方乙1518番地
"	篠 塚 健 一	" 延方甲1854番地
"	成 毛 昭	" 宮前二丁目32番地 14
"	谷 島 敏 夫	" 延方4779番地
"	埴 藤 男	" 延方丙1685番地 2
"	浦 橋 明 雄	" 水原477番地
"	今 泉 小衛門	" " 1154番地
"	宮 内 正 紀	" 釜谷55番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	青 塚 幸 一	鹿嶋市大字大船津2313番地
"	青 野 啓	" " 549番地
"	三 好 三千保	" 宮下 1 丁目 1 番12号
"	小 池 繁	" 大字根三田173番地
"	根 本 一 司	" 大字下埞304番地
"	山 口 清	" 大字爪木482番地 1
"	野 口 英 世	" 大字谷原120番地
"	吉 川 忠 男	潮来市前川156番地
"	松 崎 光 三	" " 154番地
監 事	草 野 蕃	" 潮来865番地
"	代々城 誠太郎	" " 3920番地11
"	穴 倉 利 雄	" " 3910番地 6
"	根 本 又 男	" 辻193番地
"	鈴 木 傳四郎	" 延方丙1814番地
"	諸 星 彦 衛	" 延方乙679番地
"	土 子 敏 夫	" 辻260番地
"	小 川 忠 芳	鹿嶋市大字佐田302番地 1

茨城県告示第126号

水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 1月23日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 昇	ひたちなか市大字高場937番地

茨城県告示第127号

行方郡玉造町大字甲429番地 1 に事務所を置く立花土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 1月23日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	今泉 武左衛門	行方郡玉造町大字浜708番地

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年2月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
平成14年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グリーンピュア
- 3 代表者の氏名
本 田 秀 樹
- 4 主たる事務所の所在地
茨城県ひたちなか市柳が丘36番地 7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ひたちなか市及びその近隣のあらゆる市民を対象として地域の緑化推進活動や清掃活動事業、休耕田を利用した地域の活性化事業、高齢者を対象とした日常支援事業、若者を対象としたミニコンサートなど地域環境及び共生の文化を創出することを目的とする。

~~~~~

地籍調査の成果認証

久慈郡大子町、鹿島郡旭村、ひたちなか市、日立市、岩井市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 久慈郡大子町、鹿島郡旭村、ひたちなか市、日立市、岩井市                                                                                                                      |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                         |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 久慈郡大子町大字小生瀬の一部<br>平成13年 5月 8日から<br>平成14年 3月 1日まで<br>鹿島郡旭村大字縦山、滝浜、柏熊新田、湯坪の各一部<br>平成13年 9月 3日から<br>平成14年 3月 5日まで<br>ひたちなか市大字佐和の一部<br>平成13年 8月20日から |

|           |                                                                                                                                  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 平成13年10月22日まで<br>日立市水木町1丁目・2丁目，大みか町1丁目・2丁目・6丁目の各一部<br>平成13年7月11日から<br>平成14年2月26日まで<br>岩井市大字小山の一部<br>平成13年4月12日から<br>平成14年2月26日まで |
| 認 証 年 月 日 | 平成15年 1月10日                                                                                                                      |

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画用途地域の変更に伴い，茨城町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更（桜の郷地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画一団地の住宅施設の変更に伴い，茨城町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

一団地の住宅施設（桜の郷地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画地区計画の決定に伴い，古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第20条第2項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画の決定（古河・総和接点地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画地区計画の決定に伴い、総和町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画の決定（古河・総和接点地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画用途地域の変更に伴い、古河市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更（古河・総和接点地区、旭町・今泉線沿道地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

古河・総和都市計画用途地域の変更に伴い、総和町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域の変更（古河・総和接点地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 1月23日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 12 号	平成15年 1月14日	佐々木藤榮	潮来市日の出 8 丁目 1 番地27	潮来市日の出 5 丁目 3 番23号	メートル 4.00	メートル 20.10

~~~~~

| 指定番号            | 指定年月日       | 申 請 者                         |                   | 道 路 の 位 置              | 道路の幅員及び延長    |               |
|-----------------|-------------|-------------------------------|-------------------|------------------------|--------------|---------------|
|                 |             | 氏 名                           | 住 所               |                        | 幅 員          | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 11 号 | 平成15年 1月15日 | 株式会社<br>みよし<br>代表取締役<br>渡辺 洋子 | 下妻市大字大串1256<br>番地 | 下妻市大字福田字前原<br>2131 - 3 | メートル<br>6.00 | メートル<br>27.82 |

~~~~~

正 誤

平成14年12月12日付け茨城県報第1424号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
17	16	平成14年11月29日	平成14年11月27日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1111 (代)